

東日本大震災復興関連事業チェックシート  
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

|  |   |                 |   |   |  |          |
|--|---|-----------------|---|---|--|----------|
| 事業名  | 土地境界の明確化の推進   |                 | 担当部局庁   | 土地・建設産業局                                |  | 作成責任者    |
| 事業開始・終了(予定)年度  | 平成23年度～平成27年度   |                 | 担当課室  | 地籍整備課                                   |  | 課長 角南 国隆 |
| 会計区分   | 一般会計  |                 | 施策名   | 34 地籍の整備等の国土調査を推進する                     |  |          |
| 根拠法令<br>(具体的な条項も記載)  | 国土調査法(第2条第1項第1号及び第3号)   |                 | 関係する計画、通知等  | 「東日本大震災からの復興の基本方針」<br>「第6次国土調査事業10箇年計画」 |  |          |
| 事業の目的<br>(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)                                 | 東日本大震災の被災地域において、国直轄の官民境界の調査を始めとする地籍整備を進め、土地の境界の明確化を推進する。これにより、道路等の復旧・復興事業の早期着手や工期の短縮が可能となる。   |                 |   |   |  |          |
| 事業概要<br>(5行程度以内。別添可)                                       | 地籍調査とは、国土調査法等に基づき、実施主体である市町村等が一筆毎の土地の位置、地目、境界、面積等を調査し、その成果を地図と簿冊にとりまとめるとともに、登記所に送付するものである。国土調査法に経費の負担が明記され、市町村が実施する場合には、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の負担割合となっている。<br>また、国直轄の官民境界の調査は、地籍調査の前段として行うものであり、この成果を活かすことにより市町村等の負担軽減が図られ、その後の地籍調査等の促進等に有用となるものである。 |                 |   |   |  |          |
| 実施方法   | <input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他   |                 |   |   |  |          |
| 23年度予算額<br>(単位：百万円)  | 当初  | 第1次補正           | 第2次補正   | 第3次補正                                   | 計  |          |
|  | -   | -               | -   | 809                                     | 809  |          |
| 成果目標<br>(アウトカム)  | 成果指標  | 単位              | 目標値   |   | 活動指標   | 23年度活動見込 |
|  | 地籍が明確化された土地の面積  | km <sup>2</sup> | 23年度  | (27年度)                                  | 地殻変動により現在使用できなくなっている基準点等の検証測量や再測量等   | 23年度活動見込 |
|  |   |                 | 0   | 200                                     |  | (-) 200  |
| 単位当たりコスト   | 官民境界基本調査 約23.8万円/ha<br>検証、再測量等 約2.5万円/ha  |                 | 算出根拠  |   | 予算額309百万円/調査面積13km <sup>2</sup> (官民境界基本調査)<br>予算額500百万円/実施面積200km <sup>2</sup> (検証、再測量等) |          |
| <b>事業所管部局による点検</b>   |   |                 |   |   |  |          |
| 項 目  |   |                 | 内 容   |   |  |          |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。  |   |                 | 『復興への提言』では、「第1章(5)(略)被災地では、(略)境界等が不明な土地が多数発生している。そこで、これらが復興に向けた地域づくりの支障にならないように、必要な措置を考慮せねばならない」とされ、また、『東日本大震災からの復興の基本方針』では、「5 復興施策において「(略)境界等が不明な土地について、(略)土地の境界の明確化を推進する」と位置づけられ、官民境界の調査や地籍調査の実施とは十分整合性がとられている。 |   |  |          |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。                                   |   |                 | 官民境界の調査等に関して、被災した地方公共団体から要望書が提出されているなど、被災地のニーズは高い。また、迅速な復旧・復興に貢献することから、優先度の高い事業であると考えられる。   |   |  |          |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。       |   |                 | 地籍調査が実施済みの地域では、別途、法務省等と連携し、地籍図面の再生に取り組んでいるところである。他方、地籍調査が未実施の地域では、国直轄で官民境界の調査を実施し、道路等の復旧・復興事業の工期短縮に資するものである。  |   |  |          |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。  |   |                 | 国直轄の官民境界の調査の実施により、後に地方公共団体が実施する地籍調査の負担が軽減されるとともに、被災した自治体の復旧・復興事業の早期着手が可能となるため、事業工期の短縮化等による効率化が図られる。   |   |  |          |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。                            |   |                 | 国と自治体等の役割分担が明記されている国土調査法に基づき、官民境界の調査や地籍調査を行っており、役割分担のあり方は明確である。   |   |  |          |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。                              |   |                 | 国土地理院が、現在、測量成果の公表を停止しているが、今後公表予定であり、その公表内容と連携して地籍整備を計画的に進めることとしている。   |   |  |          |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。 |   |                 | 官民境界の調査等に速やかに着手できるよう、自治体と事前に調整し始めているところである。また、官民境界の調査の発注の際には一般競争入札により実施することとしており、透明性は確保できる。   |   |  |          |